

厚生労働省 岐阜労働局発表
平成28年6月20日（月）

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課 職業安定課長 鷺見和彦 職業安定課長補佐 森崎泰行 電話 058-245-1311
--------	--

多治見公共職業安定所における文書の誤送付について

岐阜労働局（局長 本間 之輝）は、多治見公共職業安定所（所長 児玉 祐三）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおりその事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

多治見公共職業安定所（以下「多治見所」という。）において、A事業所に送付すべきBさんの雇用保険被保険者離職票－1、雇用保険被保険者離職票－2（以下「離職票」という。）、賃金台帳の写し、出勤簿の写し等を誤ってC事業所に送付するという事案が発生しました。

※ 離職票には、被保険者の氏名、生年月日、性別、住所、雇用保険被保険者番号、資格取得年月日、離職年月日、事業所の名称、事業所番号、離職前の賃金、離職理由等の個人情報が記載されている。

2 事実経過

- （1）平成28年6月8日、多治見所相談員Dは郵送されたA事業所のBさんの離職票の交付処理を行った。
- （2）同日、相談員Dは郵送されたC事業所の離職票の交付処理を行ったが、直前に交付処理を行ったA事業所をC事業所と同一の事業所と思い込み、C事業所の離職票とともに、Bさんの離職票、賃金台帳の写し、出勤簿の写し等を入れ封入し、発送予定郵便の保管箱に保管した。
- （3）同日、多治見所職員Eは郵便発送準備のため、発送予定郵便の保管箱から取り出し、封筒の内容を確認し封緘し翌日送付した。
- （4）同月13日、C事業所から「郵送されてきた離職票に他社の離職票が同封されている」との電話連絡があり、この時点で誤送付が発覚した。
- （5）同日、多治見所雇用保険課長がC事業所を訪問し、経過説明と謝罪を行い、了解を得るとともに、誤送付されたBさんの離職票等を回収した。

- (6) 同日、雇用保険課長は、A事業所を訪問して、A事業所の事業主に経過説明のうえ謝罪し、了解を得たうえで、C事業所から回収した離職票等を手交した。
- (7) 同日、雇用保険課長は、Bさんの自宅を訪問し、離職票等の誤送付の経過説明と謝罪を行い、了解を得るとともにA事業所から預かった離職票を手交した。

3 発生原因

封入・封緘の各作業において、封筒内容物の照合確認が適切に行われなかったことによる。

4 再発防止対策

- (1) 多治見所においては、平成28年6月14日に所長が非常勤職員を含む全職員に対して本事案の経過を説明するとともに、郵便物の封入・封緘等の照合確認時は、書類を取り出して一枚一枚確認する等の誤送付防止のための基本動作・確認作業の徹底を指示した。
- (2) 岐阜労働局においては、同月15日に管下の公共職業安定所長に対し、本事案の概要説明及び注意喚起を行うとともに、個人情報管理の徹底について指示し、同月16日に職業安定部長が多治見所において、郵便物の封入・封緘時の誤送付防止のための基本動作・確認作業に係る緊急点検を実施した。